

コールセンター Q&A

Q126

糞便検査の「腸管病原菌」と「給食腸内6・給食腸内7」の違いを教えてください。また、依頼時の注意点があれば教えてください。

A126

腸管病原菌は、症状のある患者に対する保険適用の検査となっております。通常の一般培養とは違い、腸管内で病原性のあるもののみをターゲットとしています。

給食腸内6・給食腸内7は、厚生労働省（大量調理施設衛生管理マニュアル）や文部科学省（学校給食調理従事者研修マニュアル）を参考にした検査項目で、調理従事者等の検診を目的とした検査であり、保険適用はありません。企業検診やご施設への入所前などの検査も下表の対象菌名を参考にご利用ください。給食腸内6・7の対象菌名に追加または削除をご要望の際はお問合せください。

検査項目	対象菌名	保険適用の有無
腸管病原菌	サルモネラ 赤痢 チフス パラチフスA ビブリオ属 病原性大腸菌 カンピロバクター エルシニア エロモナス プレジオモナス 黄色ブドウ球菌	有 (実施料 180点) (判断料 150点)
給食腸内6	赤痢 チフス パラチフスA 腸管出血性大腸菌 サルモネラ	無
給食腸内7	[給食腸内6]+カンピロバクター	無

担当 検査科 微生物係

<広報委員> 石田 啓 / 石田 有里 / 新見 唯可

*ウェブサイトでもご覧いただけます。 <http://www.labo.city.hiroshima.med.or.jp/>